

倫理委員会有識者懇談会

議事次第

(第8回 2023年8月9日(水) 13:00~14:50)

I 開会

II 副会長挨拶

III 議事

- ・ 倫理規則実務ガイダンス第1号「倫理規則に関するQ&A」の改正及び倫理規則研究文書「倫理規則に基づく報酬関連情報の開示に関するQ&A」の公開草案に寄せられたコメントへの対応

【資料No. 1 ~ 2】

- ・ 倫理規則の改正公開草案の概要

【資料No. 1, 3】

IV 閉会

以 上

配 付 資 料

資 料	資料No.
第8回倫理委員会有識者懇談会	1
倫理規則に基づく報酬関連情報の開示に関する Q&A コメント対応表	2-1
倫理規則に関する Q&A (実務ガイダンス) 新旧対照表	2-2
倫理規則に基づく報酬関連情報の開示に関する Q&A (研究文書)	2-3
倫理規則本文改正案	3

倫理委員会有識者懇談会

第8回

2023/8/9



本日の議事次第

1. 倫理規則実務ガイダンス第1号「倫理規則に関するQ&A」の改正及び倫理規則研究文書「倫理規則に基づく報酬関連情報の開示に関するQ&A」の公開草案に寄せられたコメントへの対応
2. 倫理規則の改正公開草案の概要

※ 以下のスライドに記載の回答案及び修文案は、2023年8月9日時点における文案となります。

1. 倫理規則実務ガイダンス第1号「倫理規則に関するQ&A」の改正及び倫理規則研究文書「倫理規則に基づく報酬関連情報の開示に関するQ&A」の公開草案に寄せられたコメントへの対応

公開草案に対するコメントの概要

公開草案に対するコメントの数

- 2023年6月15日に公表した「倫理規則実務ガイダンス第1号「倫理規則に関するQ&A（実務ガイダンス）」の改正及び倫理規則研究文書「倫理規則に基づく報酬関連情報の開示に関するQ&A（研究文書）」」（公開草案）に対して、5団体・個人からコメントが寄せられた。
 - ▶ 監査法人…2法人
 - ▶ 本会の個人会員…3人
- コメント総数は13件
- いずれのコメントも、公開草案に対して本質的な修正を加えるものではないため、再公開草案は行わないこととする。

公開草案に対するコメントの概要

項目	件数	主なコメント
全般	1	独立性の評価への影響の考え方
報酬関連情報に関する開示制度	5	投資法人、英文財務諸表及び臨時計算書類における報酬関連情報の開示
集計する報酬の対象範囲	6	重要性の考え方、追加報酬の取扱い
報酬の集計・算定方法	1	適用する為替レート
合計	13	

主なコメントと対応案

全般

公開草案に対するコメント (No.1)

研究文書Q10やQ24では「独立性の評価への影響」、「独立性を評価する上で影響」等の独立性の評価について判断することが想定されているが、報酬関連情報の開示の場面において、この判断をどのような観点で行うかについての目線を示すことは、実務上有益と考えられる。例えば、報酬総額に対する該当金額（例：誤っていた金額）の比率、監査報酬に対する非監査報酬の割合に与える影響、報酬依存度の計算に影響を及ぼすか等の検討により判断するものとするので、記載の追加を提案する。

<回答案>

- ・ Q10については、非連結子会社に関する報酬の開示に関連して、会計事務所等が独立性の評価に関連するかどうかを判断する際に考慮する可能性のある要因は、倫理規則第410.26 A1項において例示されている。
- ・ Q24については、依頼人が有価証券報告書に記載した報酬関連情報に誤りがあることが監査報告書発行後に判明した場合、利害関係者が会計事務所等の独立性を評価する上で影響しないと想定されるか否かを検討することとされているが、その際には、ご指摘いただいた検討事項を含む質的及び量的な要素を考慮することが適切であるため、文言を追記する。
- ・ 会計事務所等が監査報告書に記載した報酬関連情報が誤っていた場合について記載しているQ23についても同様であるため、Q24と併せて文言を追記する。

全般

<研究文書の修正案>

- ・ Q23 次の下線部を追記する。

「誤っていた報酬金額の記載が独立性の判断に影響を与えるものであるか否かを検討する。その際には、例えば、報酬総額に対する該当金額の比率、監査報酬に対する非監査報酬の割合や報酬依存度に及ぼす影響を考慮することが考えられる。また、報酬の開示が法令等で求められている場合は、法令等の規定の確認を行う。」

- ・ Q24 次の下線部を追記する。

「誤っていた報酬関連情報が、利害関係者が会計事務所等の独立性を評価する上で影響しないと想定されるものであるか否かを検討する。その際には、例えば、報酬総額に対する該当金額の比率、監査報酬に対する非監査報酬の割合や報酬依存度に及ぼす影響を考慮することが考えられる。また、報酬関連情報の開示が法令等で求められている場合は、法令等の規定の確認を行う。」

（【資料No.2-3】「倫理規則に基づく報酬関連情報の開示に関するQ&A（研究文書）」 16頁 参照）

報酬関連情報に関する開示制度

公開草案に対するコメント (No.3)

- (1) 2023年3月の監査証明府令改正に当たり監査報告書への報酬関連情報開示の求めが特定有価証券を対象外としていることに関して、投資法人がPIEに該当する場合は倫理規則を優先させて（より厳しい方を優先させて）開示が必要という理解でよいか。この点について明確にしてほしい。
- (2) Q1で、「金商法監査と会社法監査の両方を受けている場合の省略」について記載されているが、金商法監査と会社法以外の法令（例えば、投資信託及び投資法人に関する法律）に基づく監査を受けている場合も同様に考えてよいか。この点について明確にしてほしい。

<回答案>

- (1) 会計事務所等は、法令等及び倫理規則のいずれも遵守することが求められるため、両者の規定に相違がある場合は、いずれか厳しい規定を遵守することになる。これについて新たに研究文書にQ5を設け、その旨を明記するとともに、投資法人に関しては、財務諸表等の監査証明に関する内閣府令第4条第10項により、金融商品取引法に基づく監査の監査報告書において報酬関連情報は記載しないことができることとされていることから、実務ガイダンスQ410-13-4に文言を追記する。
- (2) 例えば、投資法人については、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき、計算書類及び監査報告書が投資主に提供されるとともに、本店への備置きが求められているため、資産運用報告に含まれる計算書類に対する監査報告書における報酬関連情報の開示も、公に行われたものと取り扱うことができると考えられる。したがって、投資信託及び投資法人に関する法律に基づく監査報告書で報酬関連情報を開示し、金融商品取引法の監査報告書では開示しないことも考えられるため、Q5でこれを明らかにした。

報酬関連情報に関する開示制度

<修正案>

(1) 研究文書Q5を新設する。(次スライド)

【資料No.2-3】「倫理規則に基づく報酬関連情報の開示に関するQ&A (研究文書)」 3頁 参照

実務ガイダンスQ410-13-4 下線部を追記する。

A

「例えば、金融商品取引法に基づく監査においては、法令等により監査報告書における報酬関連情報の開示が求められていることに留意する(報酬関連情報を記載しないことができる場合もある。)。」

(解説)

「例えば、金融商品取引法に基づく監査においては、法令等により監査報告書における報酬関連情報の開示が求められていることに留意する(報酬関連情報を記載しないことができる場合もある。)。」

(【資料No.2-2】「倫理規則に関するQ&A (実務ガイダンス)」 3頁 参照)

(2) 研究文書Q5を新設する。(次スライド)

【資料No.2-3】「倫理規則に基づく報酬関連情報の開示に関するQ&A (研究文書)」 3頁 参照

報酬関連情報に関する開示制度

<新設案>

Q5 投資法人に関しては、財務諸表等の監査証明に関する内閣府令第4条第10項により、金融商品取引法に基づく監査の監査報告書において報酬関連情報は記載しないことができることとされています。その場合であっても、投資法人が社会的影響度の高い事業体に該当する場合には、倫理規則に準拠して報酬関連情報の開示が求められるのでしょうか。また、Q1において、金融商品取引法又は会社法に基づくいずれかの監査報告書において報酬関連情報を開示することで足りるとされていますが、投資法人のように、金融商品取引法と会社法以外の法令等（例えば、投資信託及び投資法人に関する法律）に基づく監査を受けている場合も同様と考えてよいのでしょうか。

A

会計事務所等は、法令等及び倫理規則のいずれも遵守することが求められているため（倫理規則R100.6項、R100.7項、R100.7JP項及び第100.7A1項）、両者の規定に相違がある場合は、いずれか厳しい規定を遵守することになる。したがって、投資法人が社会的影響度の高い事業体に該当する場合は、報酬関連情報を開示することとなる。

なお、投資法人については、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき、計算書類及び監査報告書が投資者に提供されるとともに、本店への備置きが求められているため、資産運用報告に含まれる計算書類に対する監査報告書における報酬関連情報の開示も、当該開示が公に行われたものとして取り扱うことができるものと考えられる（実務ガイダンスQ410-13-3参照）。したがって、Q1と同様に、投資信託及び投資法人に関する法律に基づく監査の監査報告書において報酬関連情報を開示し、金融商品取引法に基づく監査の監査報告書では開示しないことも考えられる（倫理規則に関するQ&A Q410-13-4参照）。

報酬関連情報に関する開示制度

公開草案に対するコメント (No.4)

日本の監査の基準に基づいて英文で監査報告書を作成する場合がある。①任意の監査契約に基づき日本語以外の言語により作成された財務諸表に対する監査報告書を作成する場合と、②海外の利用者の利便性を勘案して日本語の財務諸表及び監査報告書を他言語に翻訳版として提供する場合があります。②の場合は日本の監査報告書の記載のとおりとなると考えられるが、①の場合において報酬関連情報の記載は求められるかどうかについて、記載を追加することを提案する。

<回答案>

任意の監査契約に基づき日本語以外の言語により作成された財務諸表の監査を実施する場合であっても、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠した監査を実施する場合には、我が国における職業倫理に関する規定を遵守することとなるため、会計事務所等は、本会の倫理規則に基づき、社会的影響度の高い事業体の監査業務に適用される報酬関連情報の開示に関する規定が適用される。

なお、金融商品取引法に基づく監査と会社法に基づく監査の両方を実施している場合には、いずれかの監査報告書において報酬関連情報を開示することで足りるとされているが、日本語以外の言語により作成された財務諸表に対する監査報告書の利用者の利便性を考慮すると、当該監査報告書における報酬関連情報は省略せずに、報酬関連情報を記載することが望ましいものと考えられる。

<研究文書の修正案>

該当なし。

報酬関連情報に関する開示制度

公開草案に対するコメント (No.6)

研究文書Q4において、臨時計算書類の監査報告書において報酬関連情報は「原則として求められるものと考えられる」とあるが、会社法では監査報告書での報酬関連情報の記載はなく、あくまで複数の開示方法を認める倫理規則の要求事項の適用であることから、「原則として求められる」とするのは、研究文書の位置付けとしてはトーンがやや強い。通常、臨時計算書類単独ではなく、年度監査を合わせて実施することが多く、重複する作業もあることから、年度監査で臨時計算書類分も合算して開示すれば十分と考えられ、他方で臨時計算書類の監査報告書において報酬関連情報を記載することを妨げるものではない。

<回答案>

ご意見を踏まえ、修文する。

<研究文書の修文案>

Q4 次の下線部を修文する。

「臨時計算書類の監査においてもは、会社法に基づく法定監査の一形態であり、かつ四半期レビューや中間監査と異なり臨時計算書類に対する監査における報酬関連情報は必ずしも年度財務諸表の監査における報酬関連情報に含めて開示されるわけではないため、臨時計算書類に対する当該監査業務に関してする倫理規則R410.31項に基づく報酬関連情報の開示は原則として求められるを行うものと考えられるが。ただし、臨時決算日の属する会計年度の会社法に基づく監査や金融商品取引法に基づく監査において、臨時計算書類に対する監査報酬を含む報酬関連情報が開示される場合には、臨時計算書類に対する監査業務において、報酬関連情報の開示を省略することができるものと考えられる（倫理規則に関するQ&A Q410-13-4参照）。」

（【資料No.2-3】「倫理規則に基づく報酬関連情報の開示に関するQ&A（研究文書）」 3頁 参照）

集計する報酬の対象範囲

公開草案に対するコメント (No.9)

研究文書Q7における重要性の考え方について、第三者テストの観点で概念的枠組みを適用して判断するとあるが、この観点は、倫理規則第120.5 A6項又は実務ガイダンスQG-6-1の考え方と同じであるなら、参照を記載した方が、利便性が高まり望ましい。また、報酬開示規定の適用に当たっての阻害要因の評価の具体的な適用場面や例示等を示すことができれば、実務上開示すべき情報や集計範囲を検討するに当たり、より有用と考える。

<回答案>

ご意見を踏まえ、追記する。

なお、事情に精通し、合理的な判断を行うことができる第三者の観点による概念的枠組みの適用の例示等については、依頼人に提供する専門業務の内容（契約条件を含む。）や、会計事務所等及び依頼人における報酬の集計範囲及び算定プロセス等に応じて様々な状況が想定されるとともに、これらに基づく職業的専門家としての判断に係る事項であることから、追加の記載は行わないこととする。

<研究文書の修文案>

Q7 次の下線部を追記する。

「このような業務上の関係から生じる阻害要因として考えられる自己利益又は不当なプレッシャーという阻害要因が許容可能な水準にあるかどうかについて、事情に精通し、合理的な判断を行うことができる第三者の観点で概念的枠組みを適用して判断することになる（倫理規則第120.5 A6項及び倫理規則に関するQ&A QG-6-1参照）。」

（【資料No.2-3】「倫理規則に基づく報酬関連情報の開示に関するQ&A（研究文書）」 6頁 参照）

集計する報酬の対象範囲

公開草案に対するコメント (No.10)

Q7は、Q14で記載されているような為替換算等の一定程度の多様性を認められている状況が前提となっており、その結果、同じ状況で異なる報酬情報が開示されることがあり得るが、いずれも倫理規則に準拠した情報であり、重要性の適用の必要性はないと考えられる。ここでいう「重要性」とは具体的に何を指すのか。「重要性」という言葉の解釈の余地として、研究文書全体として想定されていないような多様性についても、重要性の枠内でのみ認めることを指しているようにも思われるが、そのような解釈になるのか。その場合、「依頼人が算定した情報を利用できるか」という論点が、当該解釈と本質的には結びつかないのではないか。

<回答案>

重要性の概念は、報酬関連情報の算定及び開示に係るいくつかの実務上の局面において適用されることが考えられる。しかし、報酬関連情報の開示の趣旨は、利害関係者による独立性の評価に関連すると合理的に考えられる情報の提供であり、また、依頼人による報酬関連情報の開示の基礎となる集計範囲や算定プロセスの検討においても、会計事務所等は、事情に精通し、合理的な判断を行うことができる第三者の観点で概念的枠組みを適用することになるが、ご指摘の通り、「重要性」という言葉は多義的な解釈を伴うため、「重要性」には言及せず、概念的枠組みの適用を明らかにすることとした。

<研究文書の修文案>

【資料No.2-3】「倫理規則に基づく報酬関連情報の開示に関するQ&A（研究文書）」 6頁 参照

公開草案からの変更箇所

公開草案からの変更

- 公開草案に対するコメントへの対応
- 読者の理解の向上や記載表現の改善のための字句修正

Q&A番号	変更内容
Q410-13-4	法令等上の任意規定を考慮した記載（コメントNo.3）
はじめに	表現の修正
Q4	臨時計算書類における報酬開示に係る修文（コメントNo.6）
Q5	投資法人の報酬関連情報の開示に係るQ&Aの追加（コメントNo.3）
Q6（旧Q5）	記載内容の明確化
Q8（旧Q7）	第三者テストに係る倫理規則の規定への参照記載の追加（コメントNo.9） 重要性に係る記載から概念的枠組みの適用に係る記載への修文（コメントNo.10）

公開草案からの変更

Q&A番号	変更内容
Q9, Q10, Q12, Q13, Q14, Q15 (旧Q8, Q9, Q11, Q12, Q13, Q14)	記載内容の明確化
Q9 (旧Q8)	依頼人との連携に関する記載の追記 (コメントNo.12)
Q15 (旧Q14)	依頼人の報酬に関する情報を倫理規則に基づく報酬関連情報として取り扱うことができると考えられるための条件の記載の修正 (コメントNo.13)
Q24 (旧Q23)	独立性の評価における質的及び量的な要素の追記 (コメントNo.1)
Q25 (旧Q24)	独立性の評価における質的及び量的な要素の追記 (コメントNo.1)

ディスカッションポイント

実務ガイダンス及び研究文書の公開草案に対するコメントへの対応を踏まえ、倫理規則実務ガイダンス第1号「倫理規則に関するQ&A」の改正及び倫理規則研究文書「報酬関連情報の開示に関するQ&A」を公表したいが、いかがか。

2. 倫理規則の改正公開草案の概要

本日まで説明する内容

- 以下のIESBA倫理規程の改訂がなされたことを踏まえて、当協会の倫理規則の改正について合同作業部会で検討を行った。
 - ① 上場事業体及び社会的影響度の高い事業体の定義に関するIESBA倫理規程の改訂（2022年4月11日公表、2024年12月15日適用）
 - ② 業務チームの定義及びグループ監査に関するIESBA倫理規程の改訂（2023年2月28日公表、2023年12月15日適用）
 - ③ テクノロジーに関するIESBA倫理規程の改訂（2023年4月11日公表、2024年12月15日適用）
- **本日の有識者懇談会では、上記IESBA倫理規程の改訂を踏まえた、倫理規則改正（公開草案）で提案する改正案の概要を説明する。**

（①上場事業体及び社会的影響度の高い事業体の定義に関するIESBA倫理規程の改訂に関する改正論点については、9月の有識者懇談会で取り扱う。）

業務チームの定義及びグループ監査 (ET-GA) に関する倫理規則改正公開草案の概要

業務チームの定義及びグループ監査（ET-GA）に関する倫理規則改正公開草案の概要

1. 全体概要
2. 用語の定義の見直し
3. セクション405「グループ監査」の構成
4. グループ監査人である会計事務所等のネットワーク内の監査業務チームの構成員の独立性
5. グループ監査人である会計事務所等のネットワークに所属していない監査業務チームの構成員の独立性

1. 全体概要

● 用語の定義

- ▶ 監基報・品基報の改訂と整合させる形での用語の定義の見直し
 - ◆ 監基報220「監査業務における品質管理」
 - ◆ 品基報1「監査事務所における品質管理」
 - ◆ ISA600（改訂）「グループ監査における特別な考慮事項」

● 独立性

- ▶ セクション405「グループ監査」を新設
- ▶ セクション405では、グループ監査を実施する際の概念的枠組みの適用に関連する具体的な要求事項及び適用指針を定めている。
 - ◆ グループ監査人である会計事務所等及びそのネットワーク・ファーム内のグループ監査チームの構成員、又は当該会計事務所等及びそのネットワーク・ファームと契約しているグループ監査チームの構成員
→監査業務チームに適用されるパート4Aの要求事項に従い、グループ監査の依頼人から独立していなければならない。
 - ◆ グループ監査のその他の構成員
→「グループ監査人である会計事務所等のネットワークに所属していないグループ監査チームの構成員の独立性」を参照。

2. 用語の定義の見直し－全体像

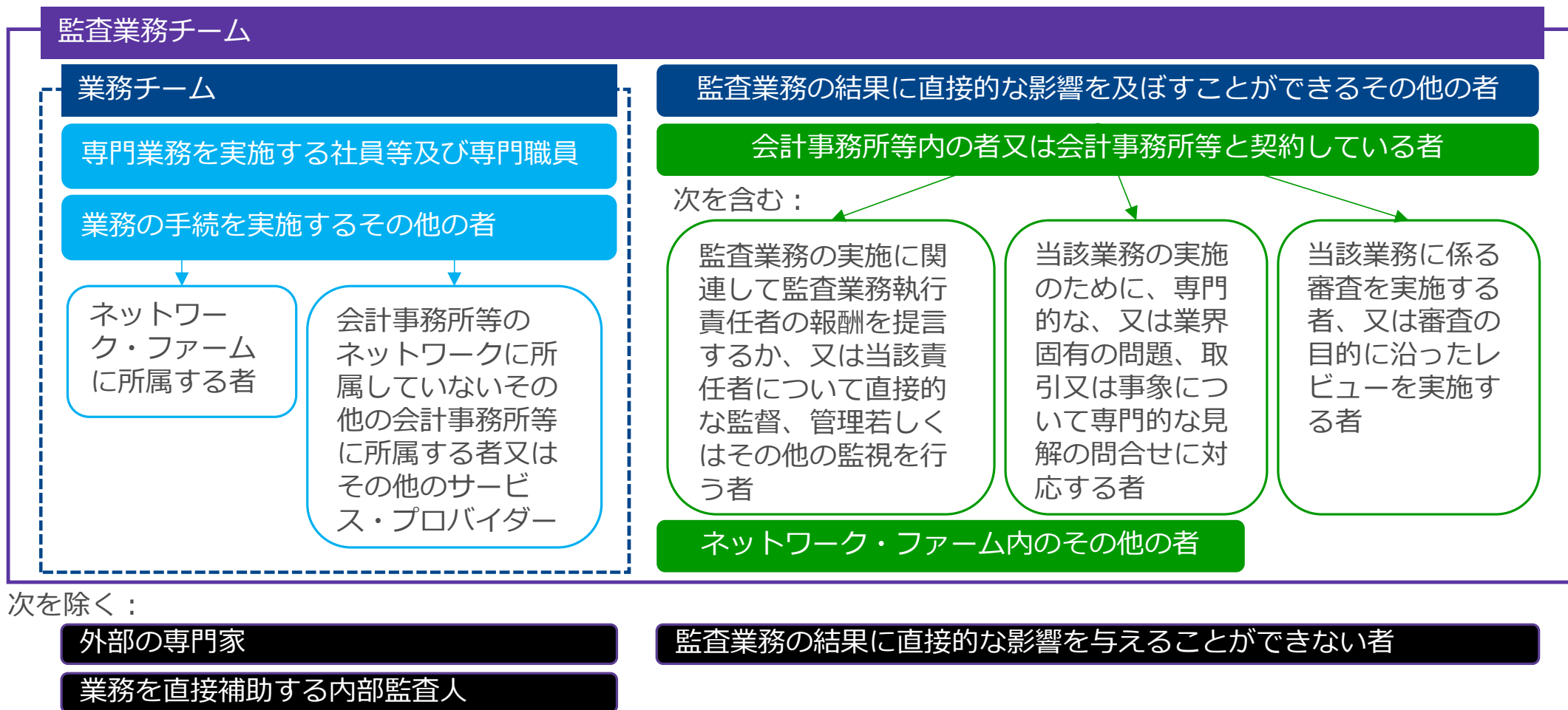
改正案で変更する用語

- 保証業務チーム (Assurance Team)
- 監査業務の依頼人 (Audit Client)
- **監査業務チーム (Audit Team)**
- 業務チーム (Engagement team)
- 監査業務の主要な担当責任者等 (Key audit partner)
- レビュー業務チーム (Review team)

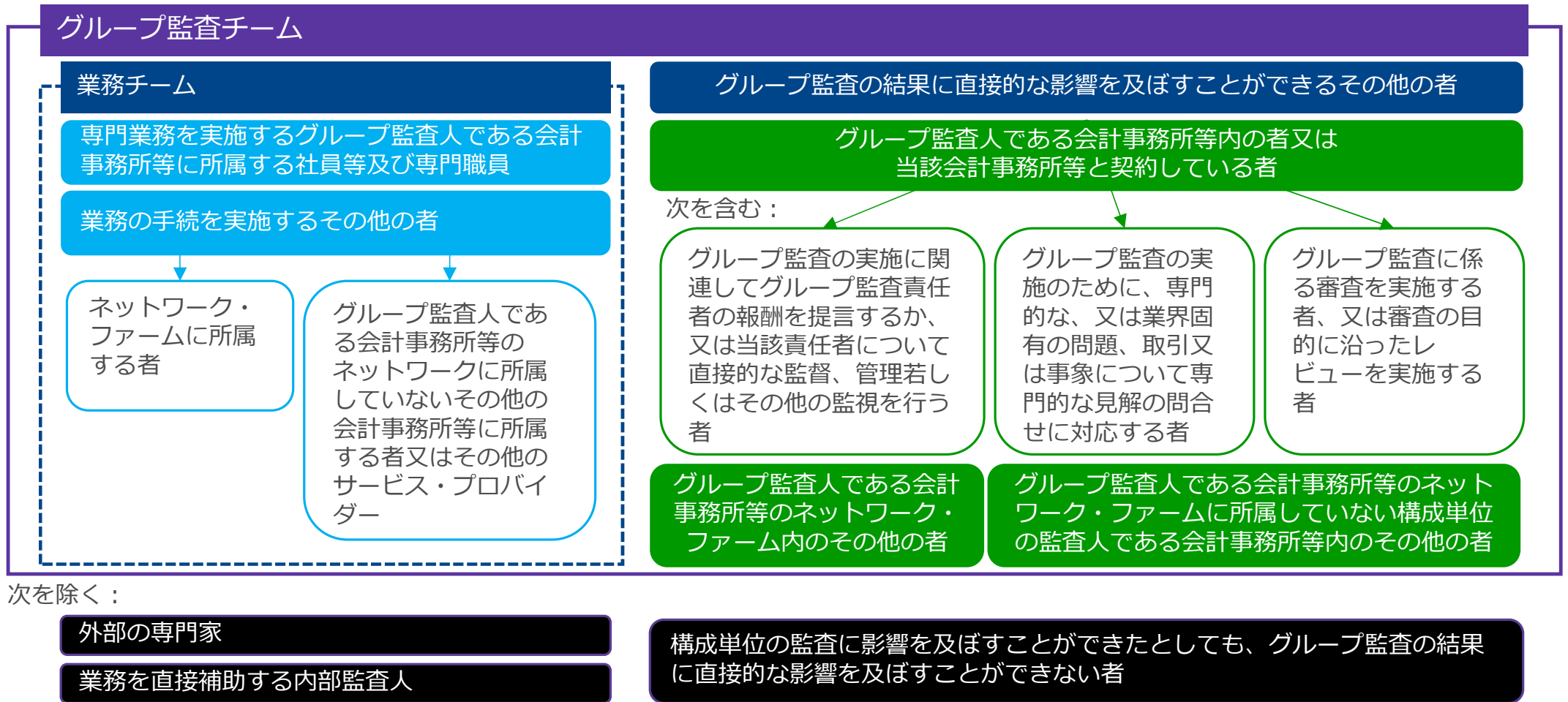
改正案で新規に追加する用語

- 構成単位 (Component)
- 構成単位の監査の依頼人 (Component audit client)
- 構成単位の監査人である会計事務所等 (Component auditor firm)
- グループ (Group)
- グループ監査 (Group audit)
- グループ監査の依頼人 (Group audit client)
- グループ監査人である会計事務所等 (Group auditor firm)
- **グループ監査チーム (Group audit team)**
- グループ監査責任者 (Group engagement partner)
- グループ財務諸表 (Group financial statements)

2. 用語の定義の見直し－定義（監査業務チーム）



2. 用語の定義の見直し－定義（グループ監査チーム）



3. セクション405「グループ監査」の構成

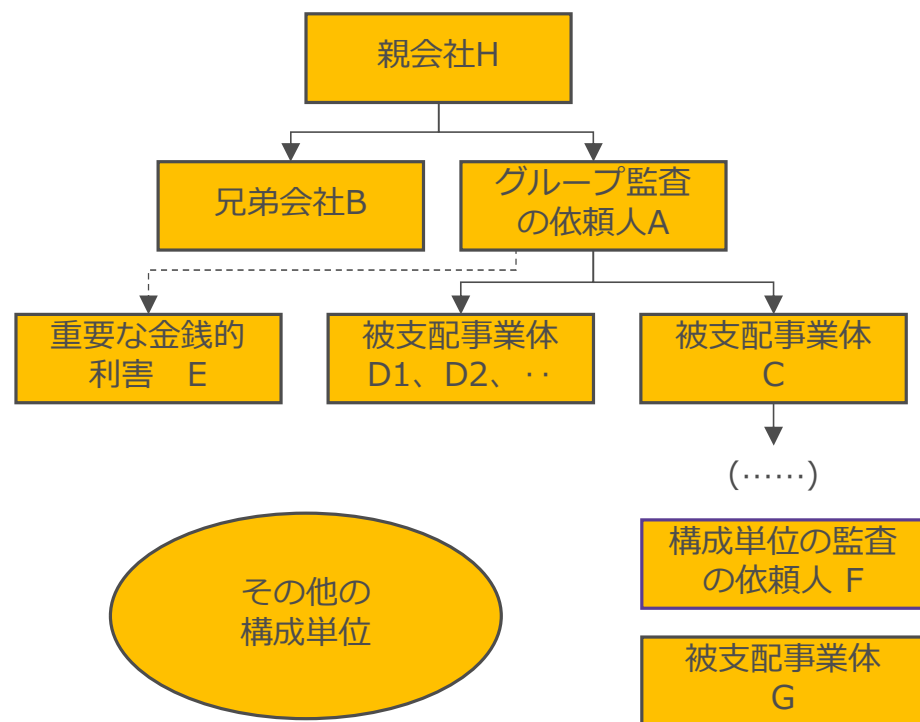
はじめに	405.1
要求事項及び適用指針	
一般的規定	405.2 A1 – 405.2 A2
グループ監査人である会計事務所等と構成単位の監査人である会計事務所等とのコミュニケーション	R405.3 – 405.4 A1
個人に適用される独立性の検討事項	R405.5 – R405.8
グループ監査人である会計事務所等に適用される独立性の検討事項	R405.9
グループ監査人である会計事務所等のネットワーク・ファームに適用される独立性の検討事項	R405.10
グループ監査人である会計事務所等のネットワークに所属していない構成単位の監査人である会計事務所等に適用される独立性の検討事項	R405.11 – R405.17
監査業務の主要な担当社員等	R405.18 – 405.18 A1
構成単位の変更	R405.19
構成単位の監査人である会計事務所等の変更	405.20 A1 – 405.21 A2
構成単位の監査人である会計事務所等における独立性に関する規定の違反	405.22 A1 – R405.29

グループ監査人である会計事務所等のネットワークに所属していないグループ監査チームの構成員の独立性が議論になった。

→32頁参照

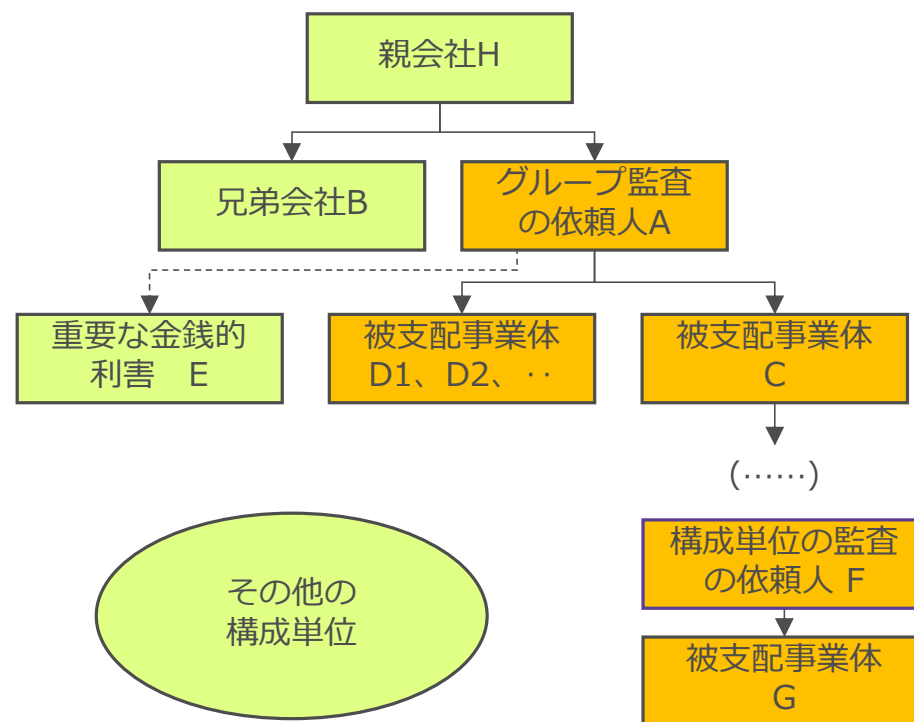
4. グループ監査人である会計事務所等のネットワーク内のグループ監査チームの構成員の独立性

グループ監査の依頼人が公に取引される事業体である場合



■ 構成単位の監査の依頼人に加えて、監査業務チームの構成員に適用されるパート4Aの規定による独立性が求められる。

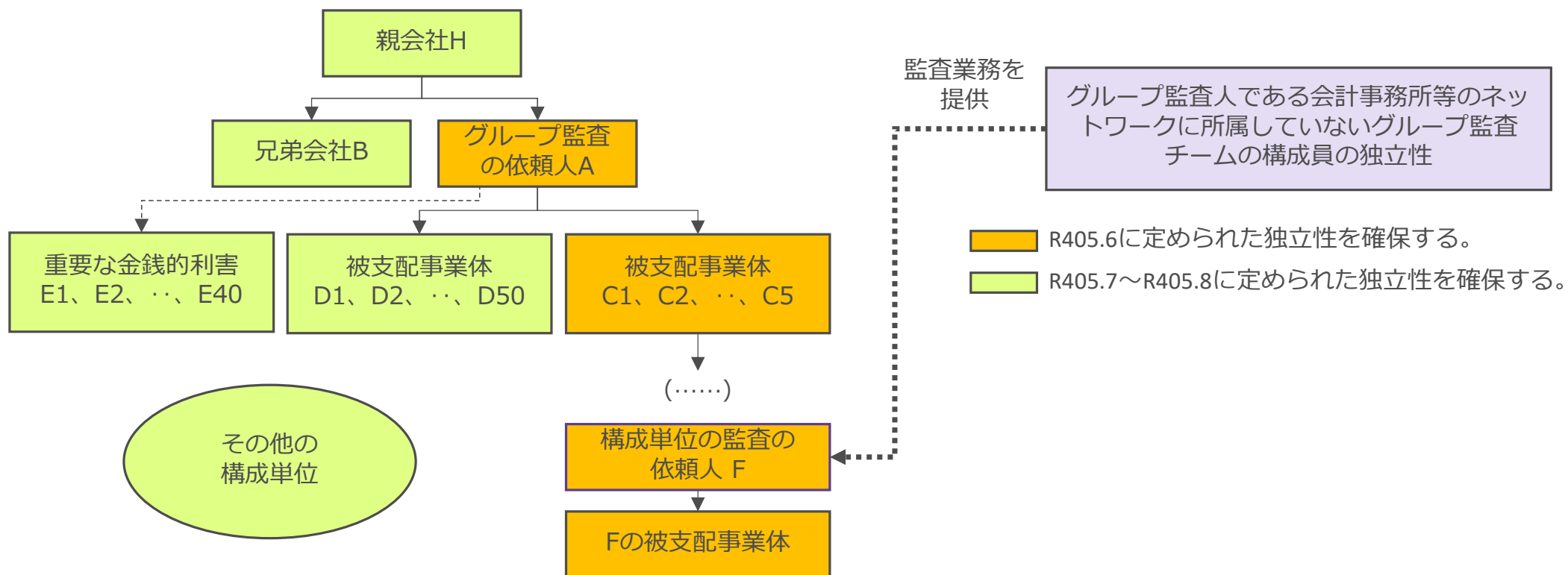
グループ監査の依頼人が公に取引される事業体ではない場合



■ 「信じるに足る理由のテスト」を適用する場合、会計事務所等は独立性の検討を求められる。

5. グループ監査人である会計事務所等のネットワークに所属していないグループ監査チームの構成員の独立性（1/2）

全てのグループ監査の依頼人が対象



5. グループ監査人である会計事務所等のネットワークに所属していないグループ監査チームの構成員の独立性（2/2）

グループ監査チームのその他の構成員

R405.6 構成単位の監査人である会計事務所等が、グループ監査人である会計事務所等のネットワークに所属していない場合、構成単位の監査人である会計事務所等内のグループ監査チームの構成員、又は当該会計事務所等と契約しているグループ監査チームの構成員は、監査業務チームに適用される本パートの要求事項に従い、次の全てから独立していなければならない。

- (1) 構成単位の監査の依頼人
- (2) グループ監査人である会計事務所等によりグループ財務諸表の意見表明を受ける事業体
- (3) (2)の事業体が直接的又は間接的に支配している事業体。ただし、これらの事業体が、(1)に記載する構成単位の監査の依頼人を直接的又は間接的に支配している場合に限る。

R405.7 R405.6項に規定されているもの以外のグループ監査の依頼人の関連事業体又は構成単位に関連して、グループ監査人である会計事務所等のネットワークに所属していない構成単位の監査人である会計事務所等内のグループ監査チームの構成員、又は当該構成単位の監査人である会計事務所等と契約しているグループ監査チームの構成員は、当該構成員がグループ監査において個人の独立性に対する阻害要因を生じさせると知っている、又は信じるに足る理由がある場合、その関係又は状況を、当該構成単位の監査人である会計事務所等に通知しなければならない。

R405.8 構成単位の監査人である会計事務所等は、R405.7項で規定されている通知を受けた場合、個人の関係又は状況によって生じる独立性に対する阻害要因を評価し、それに対処しなければならない。

テクノロジーに関する 倫理規則改正公開草案の概要

テクノロジーに関する倫理規則改正公開草案の概要

1. 職業的専門家としての能力
2. 守秘義務
3. 複雑な状況
4. テクノロジーの利用
5. 密接なビジネス上の関係
6. ホスティング
7. 用語集

1. 職業的専門家としての能力

- 国際教育基準（IES）第3号「初期専門能力開発 – 職業専門家としてのスキル」を考慮したIESBA倫理規程の改訂の趣旨を踏まえ、セクション113「職業的専門家としての能力及び正当な注意」に第113.1 A2項を新設し、専門業務に必要な知識及び技能は、実施される活動の性質によって異なる旨を強調する。
 - ▶ 113.1 A2 専門業務を提供するために必要な知識及び技能は、実施される業務の性質によって異なる。例えば、専門業務に関連する技術的知識の適用に加えて、対人関係、コミュニケーション能力及び組織的スキルは、会員が交流する事業体や個人との交流を促進する。

2. 守秘義務 1/4

- 守秘義務に関して、主に以下の改正を行う。
 - ▶ R114.1項の規定を強化し、守秘義務に関して職業会計士が遵守すべき事項、禁止される事項に分けて規定を再編する。
 - ▶ 守秘義務が適用される業務上知り得た秘密について、情報が適切に又は不適切に公開されたかにかかわらず、利用又は開示することを禁止する規定を追加する。(R114.2(d))
 - ▶ 例外として、守秘義務が適用される情報の利用又は開示が可能な特定の条件を示す。(R114.3)
 - ▶ 職業会計士が業務上知り得た秘密の利用又は開示の了解を求める可能性がある状況の例に関して、その情報が研修目的、製品又は技術の開発、研究、又は業界又は他のベンチマークデータ又は研究のための指針として利用される場合がある旨の解説を追加する。(114.3 A3)

2. 守秘義務 2/4

R114.2 R114.3項の場合を除き、会員は、次のいずれも行ってはならない。

(1) 業務上知り得た秘密を開示すること。

(2) 業務上知り得た秘密を会員、会計事務所等、所属する組織、又は第三者のために利用すること。

(3) 業務上知り得た秘密を、業務上の関係が終了した後においても、利用又は開示すること。

(4) 守秘義務が適用される秘密について、その情報が適切に又は不適切に公開されたかにかかわらず、利用又は開示すること。

(d) Use or disclose information in respect of which the duty of confidentiality applies notwithstanding that that information has become publicly available, whether properly or improperly.

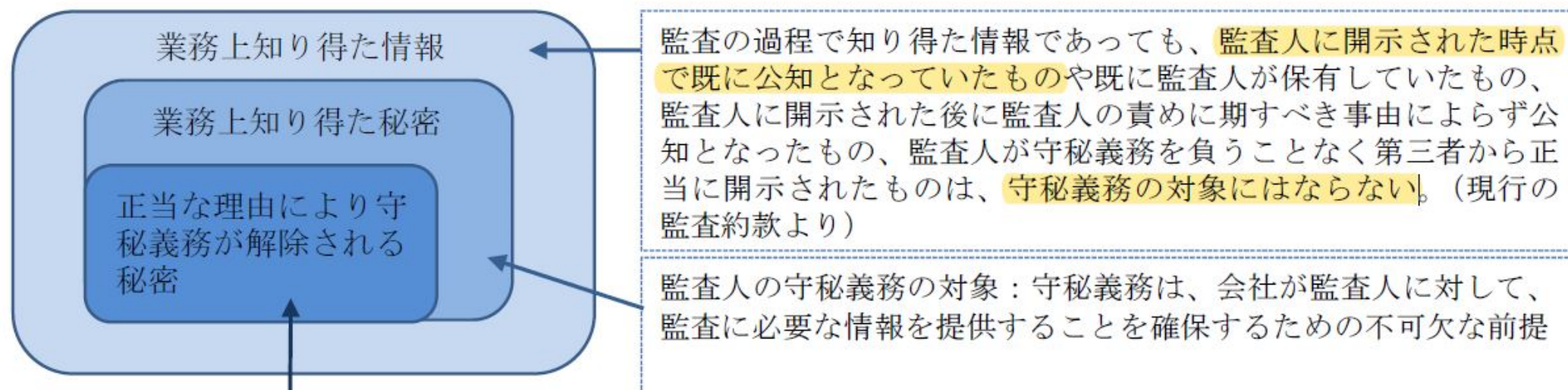
- 前回の有識者懇談会において、新規追加する(4)について当初は「守秘義務が適用される秘密について、その情報が公開された場合であっても利用又は開示すること。」と表現していたが、そもそも公開済みの情報には守秘義務が適用されないのではないかと指摘が多く寄せられた。
- 「公開」された情報に守秘義務が適用されるかどうかについては、後述の日本における公開情報の守秘義務の考え方を整理した上で、実務ガイダンスへQ&Aを追加することを検討している。
- 倫理規則改正案では、該当箇所を「守秘義務が適用される秘密について、情報が適切に又は不適切に公開されたかにかかわらず、利用又は開示すること」と表現することとした。

2. 守秘義務 3/4

- 平成31年1月22日金融庁公表：会計監査についての情報提供の充実に関する懇談会「会計監査に関する情報提供の充実について ― 通常とは異なる監査意見等に係る対応を中心として ―」
 - ▶ しかしながら、公認会計士法においては、守秘義務の対象となるのは、**企業の「秘密」に当たるものとされており、未公表の情報すべてが含まれるわけではない。**
- 2021年11月22日倫理委員会公表：守秘義務に関する倫理規則の改正に当たっての考え方
 - ▶ 会員は、監査及びその他の業務に従事する過程で、依頼人、雇用主又はその他の第三者に関連する情報を知り得る立場にある。したがって、会員が業務上知り得た情報には、会計事務所等、雇用主及び依頼人から知り得た情報並びに専門業務を行うことにより知り得たその他の会社等の様々な情報が含まれ（倫理規則注解4第2項）、これには企業の公表情報のように既に公知になっている情報のみならず、経営者による情報開示がされていない未公表情報等様々な情報が含まれると考えられる。
 - ▶ 会員は、基本原則に従い職業的専門家としての正当な注意を払うことにより、その内容に応じて知り得た情報の適切な管理と利用を行うべきであると考えられる（現行倫理規則第36条等）。しかし、倫理規則における守秘義務の対象となる情報の範囲については、業務上知り得た情報の全てが対象となるわけではなく、守秘義務の対象として保護すべき情報は「秘密」に該当するものであり、守秘義務の本来の趣旨である依頼人又は雇用主の信頼を得て情報提供の円滑化を図るという趣旨に照らしても（現行倫理規則注解4第1項）、そのように考えることが妥当であると考えられる。

2. 守秘義務 4/4

監査人の守秘義務の対象と正当な理由による解除



守秘義務が解除される正当な理由（倫理規則114.1 A1項を基に要約、組替）

- 法令等によって要求されている場合（訴訟手続の過程で文書を作成又は証拠を提出するとき、法令等による質問・調査・検査に応じるとき、法令違反等事実を当局に申し出るとき等）
- 職業上の義務又は権利がある場合（技術的及び職業的専門家としての基準に基づくとき、日本公認会計士協会（JICPA）の会則に基づく品質管理レビューや質問・調査に応じるとき、訴訟手続において自己の職業上の利益を擁護するとき等）

参考：監査基準報告書700 実務ガイダンス第1号「監査報告書に係るQ & A（実務ガイダンス）」

3. 複雑な状況

- テクノロジーのみが原因ではないが、急速なデジタル化によって社会、経済、法律及び地政学的なシステムの相互接続性が高まっており、職業会計士は、複雑な状況に直面している。そのような状況を解説し、職業会計士が対処することを支援するため、以下の適用指針を新設する。
 - ▶ 職業会計士が専門業務を遂行する状況及び関係する要因は、その範囲及び複雑性において多様であり、複雑性を考慮した専門家としての判断が求められる。(120.5 A6)
 - ▶ 複雑性の管理のために必要な行為の提示 (120.5 A7)
 - ◆ 会計事務所等、所属する組織や利害関係者に不確実性や困難性を認識させる。
 - ◆ 事実及び状況の進展又は変化に注意を払い、職業的専門家としての判断に影響を与えるかを評価する。
 - ▶ 複雑性の管理のために必要な行動の例示 (120.5 A8)

5. 密接なビジネス上の関係

- 会計事務所等又はネットワーク・ファームが、監査業務の依頼人にテクノロジーを提供、販売、再販売又はライセンス供与する場合に、ビジネス上の関係において考慮すべき事項を規定する。
 - ▶ 密接なビジネス上の関係を生み出す例として、会計事務所等が依頼人との間で製品又はソリューションのライセンス供与を行う契約を挙げている。(520.3 A3)
 - ▶ 会計事務所等がテクノロジーの提供、再販又はライセンス供与を、依頼人等に対して行う場合、状況によってはセクション600（非保証業務の提供）が適用される。(520.7 A1)

6. ホスティング 1/2

- ITシステムに関する業務を提供することで、経営者の責任を担う可能性がある（倫理規則では依頼人が果たすべき経営者の責任を担う業務は禁止されている）。それに対応するための規定を追加する。
- 経営者の責任を担うことになる業務の例示(606.3 A1)
 - ▶ 監査業務の依頼人に代わり、データを保存したり、データのホスティングを（直接的又は間接的に）管理する業務
 - ▶ 監査業務の依頼人のITシステム、ネットワーク又はウェブサイトを運用、維持又は監視する業務
- 経営者の責任を担うことにはならない業務(606.3 A2)
 - ▶ 以下のデータの収集、受領、送信及び保持
 - ◆ 監査の過程で監査業務の依頼人が提供するデータ
 - ◆ 監査業務の依頼人に対して許容される非保証業務の提供を可能にするためのデータ

6. ホスティング 2/2

- つまり、監査業務の依頼人から提供されたデータ（品質管理目的、法定点検目的など）を保持することは、監査又は業務の提供が完了した場合でも、経営者の責任を担うことにはならない。

7. 用語集

- 「秘密(Confidential information)」を新たな用語として、用語集に追加した。

秘密 (Confidential information)

形式や媒体を問わず（文書、電子、映像、口頭を含む）、一般に公開されていない情報、データ、又はその他の文書

- これまでの倫理規則においても、「Confidential information」に対応する語として「秘密」と表記してきた。
- 用語集に追加することにより、「秘密」が指す意味がこれまでと変わるものではない。

ディスカッションポイント

倫理規則の改正案について、ご意見があるか。

